

1. 経営基盤の強化について

1. 地方交付税による財政措置の充実強化について

規制緩和による競争の促進、高齢化社会の進行、地球環境保全の推進など、地域交通を取り巻く環境が大きく変化する中で、公営交通事業は極めて厳しい経営状況が続いている。

特に、乗合バス事業については、平成14年2月の需給調整規制の廃止により競争原理が導入され、路線バスの参入及び撤退が自由化される中、地域における生活交通の確保という行政課題に取り組むことが求められている。

各都市においては、一部路線の廃止、民間への事業譲渡、事業委託など、事業効率化による経営体質改善に取り組んでいるが、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされており、地域の生活交通を確保するためには、適切な財政支援措置が必要不可欠な状況にある。

よって、公営交通事業の経営基盤強化を図るため、各地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置を講ずるとともに、公営交通事業に対する各市の一般会計からの繰り入れ等について地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。

2. 退職給与及び地方公営企業職員に対する財政支援について

バス事業等に係る退職者の急増に伴う退職手当の負担軽減を図るため、退職手当債の発行要件の更なる緩和を図るとともに、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に対する地方公営企業繰出基準の緩和及び路面電車事業の職員に係る共済追加費用負担について地方公営企業繰出基準の対象とすること。

2. 地域住民のバス路線維持及び生活交通確保について

乗合バス事業は、規制緩和による競争原理の導入に加え、過疎化の進行、モータリゼーションの進展等により利用者が恒常的に減少していることから、事業者の多くが赤字という極めて厳しい現状にあり、バス路線の廃止が急増するなど地域交通体系の崩壊も懸念されている。

通勤、通学、通院、買い物等、地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきたバス路線の廃止は、高齢者や学童、障害者など自ら交通手段を持たない交通弱者の生活の足を奪うことにもなり、地域住民の生活に大きな影響を与えるとともに、地域の活性化を阻害する要因ともなっている。

よって、地域住民のバス路線維持及び生活交通確保について、財政措置の強化を図ること。併せて、地方公共団体等が中心となって行う地域公共交通の活性化及び再生に関する取組みについて、各種財政支援の強化を行うこと。

3. 国庫補助制度の拡充について

1. バス事業について

(1) 地方バス路線維持対策事業について

地域住民の生活に必要不可欠なバス路線を維持するため、地方バス路線維持対策事業の所要額を確保すること。

(2) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業について

オムニバスタウンの整備、連節バスシステム（日本型BRT）やパークアンドバスライド等の導入のほか、バスロケーションシステム等の整備を推進する自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業の所要額を確保すること。

(3) 公共交通移動円滑化事業について

高齢者や障害者を含め、誰もが公共交通機関を円滑に利用できるようにするノンステップバスの普及促進のため、公共交通移動円滑化事業の所要額を確保すること。

(4) 低公害車普及促進対策事業について

大都市地域等における自動車を起因とする大気汚染問題の改善を図るため、CNG（圧縮天然ガス）バスやハイブリッドバ

スの導入等に対して補助を行う低公害車普及促進対策事業の所要額を確保するとともに、補助制度の更なる拡充を図ること。

(5) 地域公共交通活性化・再生総合事業について

地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進し、地域公共交通の活性化及び再生を図るため、地域における多様な取組みをパッケージで総合的に支援する地域公共交通活性化・再生総合事業の所要額を確保すること。

2. 路面電車事業について

バリアフリーや環境にも優しい交通体系の構築を促進する観点から、LRTシステム整備費補助制度の拡充と所要額を確保すること。

3. 地下高速鉄道事業について

大都市における通勤・通学等交通混雑の緩和、都市基盤整備に重要な役割を果たしている地下高速鉄道の計画的な整備促進を図るため、新線建設、バリアフリー化、耐震補強対策等に対して補助を行う地下高速鉄道整備事業の所要額を確保すること。

4. 公営企業債の拡充について

1. 企業債の改善について

交通事業の経営基盤の整備及び事業の安定化に資するため、高金利で借り入れた企業債については補償金なしの繰上償還及び借換ができるよう要件を緩和すること。

2. 交通事業債について

乗合バス事業について、車両、営業所及び車庫等の施設の整備事業に係る交通事業債の所要額を確保するとともに、元利償還金に対する一般会計からの繰入れ制度を創設し、その所要額について地方交付税で措置すること。

5. 道路交通環境の整備について

1. 道路交通環境の整備について

道路交通の円滑化を図るため、狭あい道路の拡幅、道路側溝の暗渠化、電柱の移設、待避所の設置、交差点の隅切り・改良、バイパスの設置等を積極的に推進するとともに、PTPS（公共車両優先システム）の構築等、道路交通環境の整備促進を強力に図ること。

2. 公共輸送機関の優先通行について

バス輸送の迅速化を図るため、バスレーンの拡充・強化及びバスレーンのカラー舗装化等バス優先通行対策を推進すること。

また、バス・路面電車の優先通行のための信号を増設するとともに、路面電車の軌道敷地内への車の乗り入れ等について更に規制を強化すること。

3. 交通需要マネジメント施策の推進について

エネルギー資源の効率的運用、環境対策、交通渋滞の緩和及び交通事故防止に資するため、自動車交通量の抑制や自家用車から公共交通機関への転換を促す交通需要マネジメント施策を積極的に推進すること。